

## 『人間文化』編集・投稿・著作権規定

### 【編集規定】

1. 本誌は、滋賀県立大学人間文化学部の機関誌であって、原則として年2回発行する(10月末、3月末)。
2. 本誌は、論文、研究ノート、翻訳、資料、講演記録、エッセイ、人間文化通信、その他で構成される。
3. 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。
4. 投稿資格者は、本学部教員、元本学部教員、人間文化学研究科院生、同修了生・単位取得満期退学者、学部教員の依頼を受けた者および編集委員会が必要と認めた者とする。人間文化学部以外の本学教員から投稿の希望があった場合は、編集委員会の議を経て投稿の可否を判断する。
5. 投稿者の選定および原稿の掲載・修正等の措置は、編集委員会の決定による。
6. 依頼原稿については、別途編集委員会で決定する。

### 【投稿規定】

1. 本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限る。ただし、学会・研究会等で口頭で発表したものについては、その限りではない。
2. 投稿原稿の締切等は、次の通りとする。
  - ・10月末発行のとき、原稿の締切は8月末とする。
  - ・3月末発行のとき、原稿の締切は1月末とする。
  - ・投稿予定者は、投稿の意思をそれぞれ7月末および12月末までに、編集委員に伝えるものとする。
  - ・なお、締切日までに原稿が提出されなかったときは、投稿を放棄したものとみなす。
3. 人間文化学研究科院生は、指導教員を通じて投稿意思を編集委員に伝え、投稿するものとする。その際、投稿原稿に必ず指導教員等のコメントを付すものとする(1,000字以内)。
4. 投稿原稿の分量は、次の通りとする(日本語。日本語以外はそれに見合う分量とする)。
  - ・論文・研究ノート：24,000字以内(図表等を含む)
  - ・翻訳：20,000字以内(図表等を含む)
  - ・資料・講演記録：8,000字以内(図表等を含む)
  - ・エッセイ：4,000字以内
  - ・人間文化通信・その他：その都度、編集委員会で決定する。
5. 原稿は、ハードコピー(40字×40行)と電子媒体で提出する。

### 【著作権規定】

1. 編集委員会へ投稿された全ての著作物の著作権は著者に帰属する。
2. 著者は、編集委員会が紀要を電子化してインターネットを利用して公開することを許諾

したものとみなす。ただし、著者から利用制限の申し出がある場合は、この限りではない。

[付記]

- ・この規定は 2022 年度より実施する。